

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------|---|-------|---|---------------------|--------------------------------------|---|--|--------------------------------------|--------|---|---------------------|--------------------------------------|--|---|--------------------------------------|--------|
| 1 | メンタルヘルス研修 | 住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。 | 人事課 | ストレスチェックの結果に基づくメンタルヘルス研修を令和5年1月～2月に実施予定。 | 年間開催数 | 1回 | 入庁4～10年目の一般職員を対象として、令和5年3月に外部講師によるメンタルヘルス研修を実施。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、録画した研修動画の視聴型で実施した。受講者の業務の都合に合わせて受講できるため、集中して講義を受ける事ができる。 | 1回 | 100% | ストレスチェックの結果に基づくメンタルヘルス研修を令和6年1月～2月に実施予定。 | 年間開催数 | 1回 | 入庁2～4年目の一般職員を対象として、令和6年2月及び3月に外部講師によるメンタルヘルス研修を実施。 | 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したため、集合研修として実施した。講師と直接質疑応答を行うことができ、自分事として考えてもらうきっかけとなった。 | 2回 | 200% |
| 2 | 職員の健康管理事務 | 市民の相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図るため、産業医の面談、保健師による相談窓口の設置、ストレスチェックを実施し飯塚市職員の健康管理を図ります。 | 人事課 | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 年間開催数 | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 職員総合健診、産業医及び保健師による健康相談、面談、ストレスチェックを実施。 | 産業医による健康相談に加え、保健師による相談を各支所でも行うことができた。職員の心身の健康のため、さらに相談しやすい環境を整えていく必要がある。 | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 100% | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 年間開催数 | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 職員総合健診、産業医及び保健師による健康相談、面談、ストレスチェックを実施。（実施回数） | 産業医による健康相談に加え、保健師による相談を各支所でも行うことができた。職員の心身の健康のため、さらに相談しやすい環境を整えていく必要がある。 | 職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回 | 100% |
| | | | 税務課 | [市税・国民健康保険税納付相談] 病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | ・電話や面談により生活状況や収入状況を聞き取り、分割による納付相談等を行った。 ・ファイナンシャルプランナーによる相談事業や他課の生活支援事業を案内した。 | 国税徴収法、地方税法に基づいて適正な事務処理を行い、市税徴収率の向上に努めた。 | - | - | 病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | ・電話や面談により生活状況や収入状況を聞き取り、分割による納付相談等を行った。 ・ファイナンシャルプランナーによる相談事業や他課の生活支援事業を案内した。 | 市税等に滞納があり、収入不足や借金問題などの金銭的問題で納付が困難な方々を対象に、ファイナンシャルプランナーによる家計（事業）相談を行い、収支、返済計画の見直しなど、総合的な診断を行った。（25件） | - | - |
| | | | 保育課 | [保育料・学童保育所利用料納付相談] 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 納付義務者の現状に応じて、長期的な分納計画の策定やボーナスでの一括払いなど、相談者の意向を汲んだ納付指導を行った。 | 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。 | - | - | 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 納付義務者の現状に応じて、長期的な分納計画の策定やボーナスでの一括払いなど、相談者の意向を汲んだ納付指導を行った。 | 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。 | - | - |
| | | | 企業局 | [水道料金納付相談] 病気や失業等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 水道料金、下水道使用料の納付相談については、必要に応じて分割納付等の対応を行った。 | 相談者の状況に応じた適切な納付指導を行うことができた。 | - | - | 病気や失業等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 水道料金、下水道使用料の納付相談については、必要に応じて分割納付等の対応を行った。 | 相談者の状況に応じた適切な納付指導を行うことができた。 | - | - |
| | | | 財産活用課 | [市有地等貸付相談] 納付に関して問い合わせがあった場合は、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。 | 相談回数についての指標化は困難である。 | - | 滞納の督促を行った際、失業や親族の入院を理由に、相談の上作成した支払い計画の遂行が難しいと返答を受けたため、月々の積立額を減らすことや返済時期を延期するなど無理のない支払い計画への変更を行った。 | 滞納者の状態や事情を把握し、生活に無理のない範囲で徴収を行うことができた。 | 設定指標なしの為計測不能 | - | 滞納者のやむを得ない状況の把握に努め、該当者については、無理のない納付計画の作成し、徴収を行う。 | 相談回数についての指標化は困難である。 | - | 生活が困窮しており、当初計画をしていたとおりの支払いは難しいとの相談を受け、改めて無理のない納付計画の見直しを行い、徴収を行った。 | 滞納者の状態や事情を把握し、生活に無理のない範囲で徴収を行うことができた。 | - | - |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|------|--|--------------|---|------------------------------|----------|---|--|--|---|---|------------------|--|---|---|---|--|
| 3 | 納付相談 | 病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげます。 (市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等賃付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談) | 医療保険課 | [後期高齢者医療保険料納付相談] 後期高齢者医療の被保険者に、納期限内に納付することが困難な場合は相談するように、市報や各被保険者向けのちらしを用い広報を行う。病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で納付が困難な場合は、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行う。必要に応じて関係する支援機関への案内につなげる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | — | 後期高齢者医療の被保険者が病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な場合は、生活状況の聞き取り等により分割納付等の対応を行った。必要に応じて、関係する支援機関への案内を行った。 | 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。収入や生活状況の聞き取り等については支援機関への案内につなげた。 | 734件 | — | 後期高齢者医療の被保険者に、納期限内に納付することが困難な場合は相談するように、市報や各被保険者向けのちらしを用い広報を行う。病気や失業で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で納付が困難な場合は、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関への案内につなげる。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | — | 後期高齢者医療の被保険者が病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な場合は、生活状況の聞き取り等により分割納付等の対応を行った。必要に応じて、関係する支援機関への案内を行った。 | 相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。収入や生活状況の聞き取り等については支援機関への案内につなげた。 | 980件 | — |
| | | | 住宅課 | [住宅使用料納付相談] [住宅新築資金等納付相談] 病気や失業等やむを得ない理由で滞納に至り、期限内納付が困難な方に対して、無理のない金額での納付計画を行う。他所にも債務がある場合もあるので、その内容を把握し、より実情に沿った納付指導ができるよう相談しやすい窓口であるように努める。 | 指標化は困難 | — | 納付相談において、やむを得ない事情で納付が困難な方については生活の中で無理のない範囲での分割納付の提案や、適切な相談窓口の紹介を行った。 | 納付が困難となった方の生活の中で、滞納分の住宅使用料等の支払いが過度な負担にならないよう分割納付金額を設定し、適切な納付指導を行うことができた。 | — | — | 病気や失業等やむを得ない理由で滞納に至り、期限内納付が困難な方に対して、無理のない金額での納付計画を行う。他所にも債務がある場合は、その内容を把握し、より実情に沿った納付指導ができるよう相談しやすい窓口であるよう努める。 | 指標化は困難 | — | 納付相談において、やむを得ない事情で納付が困難な方については生活の中で無理のない範囲での分割納付の提案や、適切な相談窓口の紹介を行った。 | 納付が困難となった方の生活の中で、滞納分の住宅使用料等の支払いが過度な負担にならないよう分割納付金額を設定し、適切な納付指導を行うことができた。 | — | — |
| | | | 介護保険課(高齢介護課) | [介護保険料納付相談] 介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、必要に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、その者に応じて適切な対応を行う。また、徴収業務に携わる会計年度任用職員が被保険者への電話連絡や訪問を実施し、生活の実態に応じて納付相談や納付指導、徴収などの対応を行った。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | — | 介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等が見受けられた場合には、少額からの分割納付の提案や、必要に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、その者に応じて適切な対応を行った。また、徴収業務に携わる会計年度任用職員が被保険者への電話連絡や訪問を実施し、生活の実態に応じて納付相談や納付指導、徴収などの対応を行った。 | 納付困難者それぞれの立場や状況に応じて適切な対応をとることができた。 | — | — | 介護保険料の滞納に至った背景として、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や必要に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、その者の生活実態に応じて適切な対応を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | — | 介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等が見受けられた場合には、少額からの分割納付の提案や、必要に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、被保険者の状況に応じて適切な対応を行った。また、徴収業務に携わる会計年度任用職員が被保険者への電話連絡や訪問を実施し、生活の実態に応じて納付相談や納付指導、徴収などの対応を行った。 | 納付困難者のそれぞれの立場や状況に応じて、分納相談を受けたり、支援機関に繋ぐなど、適切な対応をとることができた。 | — | — |
| | | | 学校給食課 | [学校給食費納付相談] 昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。 | 指標化困難 | — | 納付が困難な方からの納付相談を通じて無理のない納付計画を立て、分納誓約を行っていただいた。また、就学援助を必要としている方に制度の案内を行い、就学援助の申請に繋がった。 | 未(滞)納者の状況に応じて、無理のない納付計画を立て分納誓約を行っていただいた。また、給食費の支払いが困難な方には就学援助等支援制度の案内を行い、就学援助の申請に繋がった。 | — | — | 納付が困難な方に対する納付相談を通じて、無理のない納付計画を立て分納誓約を行っていただく。また、必要であれば就学援助等支援制度の案内を行う。 | 指標化困難 | — | 納付が困難な方からの納付相談を通じて無理のない納付計画を立て、分納誓約を行っていただいた。また、給食費の支払いが困難な方には就学援助等支援制度の案内を行い、就学援助の申請に繋がった。 | 未(滞)納者の状況に応じて、無理のない納付計画を立て分納誓約を行っていただいているが、様々な理由により納付が滞る例もあるため、より慎重な状況確認を行う必要がある。 | — | — |
| | | | 教育総務課 | [奨学資金返還金納付相談] 返還に関する相談または折衝に対し、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認するとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。 | 相談や折衝の対象者数は変動するため、指標化は困難である。 | — | 返還者からの納付相談の際は、生活していく上で無理のない納付計画とすることや必要に応じて猶予を認めたこと等により、返還者への圧迫感を低減してきた。 | 返還者側も納得して返還しており、自殺に結び付くような言動は見受けられなかったため、良好な対応と考えている。 | 相談の有無は返還者からの申し出によるため、指標化は困難である。 | 返還に関する相談または折衝に対し、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認するとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。 | 相談や折衝の対象者数は変動するため、指標化は困難である。 | — | 返還者からの納付相談の際は、生活していく上で無理のない納付計画とすることや必要に応じて猶予を認めたこと等により、返還者への圧迫感を低減してきた。 | 返還者側も納得して返還しており、自殺に結び付くような言動は見受けられなかったため、良好な対応と考えている。 | 相談の有無は返還者からの申し出によるため、指標化は困難である。 | — | — |
| | | | 学校教育課 | [児童クラブ利用料納付相談] 引き続き、やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。 | 相談件数に占める対応件数 | 100% | やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。 | やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方からの納付相談(全5件)全てに対し、無理のない納付計画を立てることができた。 | 引き続き、やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。 | 相談件数に占める対応件数 | 100% | 100% | 引き続き、やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。 | 相談件数に占める対応件数 | 100% | やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画の検討を行った。 | やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方からの納付相談(全7件)全てに対し、無理のない納付計画を立てることができた。 |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|--------------------|--|-----------|---|-----------------|------------------------|---|---|----------------------|--------|---|------------|--|---|---|---|--------|
| 4 | 人権啓発事業 | 広く人権に関する理解を深めるため、人権に関する啓発・広報活動を行う際に自殺対策の啓発も行います。 | 人権・同和政策課 | イツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーで、自死防止に関しての内容を含んだ子どもの人権問題（いじめ問題）のパネル展示による啓発活動を年間2回行う。 | 啓発回数 | 2回 | イツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーにおいて、4月、8月～9月の期間で子どもの人権問題としていじめ問題をテーマに自死防止等のパネル展示による啓発活動を行った。 | 小1プロブレムや中1ギャップ等が大きな問題となっている進学や進級の時期、夏休み終了時期に合わせ、いじめや自死防止、特にSNS上での人権侵害の現状などに焦点を当て、子どもの人権問題に関する啓発活動を行うことができた。 | 2回 | 100% | イツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーにおいて、4月、8月～9月の期間で子どもの人権問題としていじめ問題をテーマに自死防止等のパネル展示による啓発活動を行った。 | 啓発回数 | 2回 | イツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーにおいて、4月、8月～9月の期間で子どもの人権問題としていじめ問題をテーマに自死防止等のパネル展示による啓発活動を行った。 | 小1プロブレムや中1ギャップ等が大きな問題となっている進学や進級の時期、夏休み終了時期に合わせ、いじめや自死防止、特にSNS上での人権侵害の現状などに焦点を当て、子どもの人権問題に関する啓発活動を行うことができた。 | 2回 | 100% |
| 5 | 男女共同参画推進情報・啓発事業 | 男女共同参画の啓発・広報活動において自殺に関する情報を取り上げること等により、市民への普及啓発を図ります。 | 男女共同参画推進課 | 国、県からの情報を、市民等に確実に情報提供するための手段を検討し、市民啓発に努める。 | 情報提供回数 | 2回 | 男女共同参画推進センター(サックス)利用者及び講座実施の際に情報提供を行った。 | サックス利用者及び講座受講者に対し、情報提供を行うことができた。 | 3回 | 150% | 国、県からの情報を、市民等に確実に情報提供を行う。 | 情報提供回数 | 2回 | 国、県からの情報を、市民等に確実に情報提供を行った。 | サックス利用者及び講座受講者に対し、情報提供を行うことができた。 | 2回 | 100% |
| 6 | 女性相談事業 | 家庭や生活上の各種相談を女性の弁護士・相談員による面談形式で実施し、問題解決を図ります。 | 男女共同参画推進課 | 相談事業の対象者である市民や在勤者へ事業を周知するため、SNS等を活用した発信方法などを検討する。 | 法律相談・一般相談年間受付件数 | 法律相談：110枠 一般相談：135枠 | 一般相談及び法律相談等を実施するとともに、DV被害者支援のための「住民基本台帳事務における支援措置申出」に関する面談及び緊急を要するDV随時面談を実施した。 | 法律相談は回数制限があるものの、他の相談や面談はすべてに対応することができた。 | 法律相談：46件 一般相談：37件 | 34% | 一般相談及び法律相談等を実施するとともに、DV被害者支援のための「住民基本台帳事務における支援措置申出」に関する面談及び緊急を要するDV随時面談を実施する。 | 相談及び面談実施回数 | 法律相談：60件 一般相談：70件 DV支援措置面談：80件 緊急DV面談：70件 | 一般相談及び法律相談等を実施するとともに、DV被害者支援のための「住民基本台帳事務における支援措置申出」に関する面談及び緊急を要するDV随時面談を実施した。 | 法律相談は回数制限があるものの、他の相談や面談はすべてに対応することができた。 | 法律相談：59件 一般相談：36件 DV支援措置面談：120件 緊急DV面談：65件 | 100% |
| 7 | 飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会 | 庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するために、計画の決定及び変更を行います。計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。 | 健幸保健課 | 現計画の進捗状況確認を実施する。 | 進捗確認回数 | 1回 | 飯塚市自殺対策計画に記載されている自殺対策事業の進捗状況を各課に照会し確認。飯塚市健康づくり・食育推進協議会で実績を報告した。 | 関係各課の自殺対策に関わる事業の進捗確認を実施することで、全庁的に自殺予防対策についての状況把握を行った。 | 1回 | 100% | 現計画の進捗管理及び次期計画策定のため、庁内の横断的組織である飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会を開催する。 | 1回 | 100% | 飯塚市自殺対策計画に記載されている自殺対策事業の進捗状況を各課に照会し確認した。また、第2次自殺対策計画策定に係るアンケートや素案についても意見を募った。 | 関係各課の自殺対策に関わる事業の進捗確認及び第2次自殺対策計画策定に係るアンケートや計画素案の意見を諮ることで、全庁的に自殺予防対策についての状況把握を行った。 | 3回 | 300% |
| 8 | 飯塚市健康づくり・食育推進協議会 | 保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関で構成される協議会で、地域全体での心の健康づくりとともに自殺対策の取り組みについて協議を行います。 | 健幸保健課 | 協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症の影響を配慮して書面会議を含んだところで開催する。また、次年度に健康づくり計画と自殺対策計画の見直しを予定していることから、委員に各計画の計画期間の実績報告を行う準備を行う。 | 年間開催数 | 2回 | 昨年度に引き続き、書面会議にて書面決議を行い、令和3年度の飯塚市健康づくり計画及び飯塚市自殺対策計画の進捗管理を実施した。 | 昨年度同様に書面決議を実施し、委員全員に承認をいただくことで、事業の実績報告を行うことができた。 | 1回 | 50% | 健康づくり計画と自殺対策計画の見直しを実施することから、委員に各計画の市民アンケートや計画内容について協議を行う。 | 年間開催数 | 4回 | 第2次飯塚市健康づくり計画及び第2次飯塚市自殺対策計画の策定を行った。 | 市民アンケートの内容の決定、計画素案の審議し、市長へ答申した。 | 3回 | 75% |
| 9 | 自殺対策研修会 | 福岡県精神保健センターが実施する「自殺対策研修会」に市職員が参加し、地域における自殺対策に携わる職員の資質向上を図ります。 | 健幸保健課 | 県の主催・開催する自殺対策等研修会に参加する。 | 参加回数 | 2回 | 県の主催する自殺対策等研修会に3回参加。（すべてWEBで参加） | 研修会に参加することで、自殺対策に関する施策や国の方針等の情報共有ができた。また、自殺の現状や福岡県における基本的な自殺対策の施策について把握することができた。 | 3回 | 150% | 県の主催・開催する自殺対策等研修会に参加する。 | 参加回数 | 2回 | 県の主催する自殺対策等研修会に3回参加。（すべてWEBで参加） | 研修会に参加することで、自殺対策に関する施策や国の方針等の情報共有ができた。また、自殺の現状や福岡県における基本的な自殺対策の施策について把握することができた。 | 3回 | 150% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------------------|---|-------|---|----------------|----------|---|---|----------|--------|---|----------------|----------|---|---|----------|--------|
| 10 | 市民向けゲートキーパー養成事業 | 住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。 | 健幸保健課 | 市民向けの講座開催については、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して開催し、ゲートキーパー養成研修を行う。 | 年間開催数 | 1回 | 市民（高齢者）向けにゲートキーパー養成講座を実施できた。 | 悩みを持つ者に対して共感に徹しつつ、相談に臨むようなゲートキーパーを、研修会を通して養成することができた。また、受講後のアンケート調査では、91%の方が自殺予防等の理解が深まったと回答いただき、有意義な研修を開催することができた。 | 1回 | 100% | 自殺予防週間に合わせ、ゲートキーパー養成講座を実施する。 | 年間開催数 | 1回 | 市民及を対象にゲートキーパー養成講座を実施した。 | 悩みを持つ者に対して共感に徹しつつ、相談に臨むようなゲートキーパーを、研修会を通して養成することができた。また、受講後のアンケート調査では、90%の方が自殺予防等の理解が深まったと回答いただき、有意義な研修を開催することができた。 | 1回 | 100% |
| 11 | 自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業 | 相談窓口や自殺防止のための対応方法等を啓発、周知することで市民一人ひとりの気づきを促し、自殺防止につなげます。 | 健幸保健課 | 本庁や各支所などの窓口にチラシ・ポスターを設置。また、9月の自殺予防週間には、別途周知活動を行う。 | チラシ配布枚数 | 100枚 | 本庁や各支所などの窓口にチラシ・ポスターを設置した。また、自殺強化月間に飯塚市立図書館で普及啓発の特設コーナーを設置した。9月の自殺予防週間に合わせ、市報で周知啓発を行った。 | チラシ・ポスター・広報による周知により自殺予防対策の啓発を実施した。 | 100枚 | 100% | 本庁や各支所などの窓口にチラシ・ポスターを設置。飯塚市立図書館に普及啓発の特設コーナーを設置する。 | チラシ配布枚数 | 100枚 | 本庁や各支所などの窓口にチラシ・ポスターを設置した。また、自殺強化月間に飯塚市立図書館で普及啓発の特設コーナーを設置した。9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報で周知啓発を行った。 | チラシ・ポスター・広報による周知により自殺予防対策の啓発を実施した。 | 200枚 | 200% |
| 12 | 各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業 | 市民の方を対象とした健康教育事業を実施するなかで、メンタルヘルスに関する知識についてチラシを配布し、啓発に努めます。 | 健幸保健課 | 1クール2回を2クール実施 | 開催回数 | 4回 | 『血管若返り教室』においてメンタルヘルスに関する知識について啓発をした。事業が2クール実施予定であったが、コロナ感染禍のため1クール中止となった。 | 生活習慣と疾患の関連について正しい知識の普及を行うとともにメンタルヘルスについて啓発することができた。 | 2回 | 50% | 1クール2回を2クール実施 | 開催回数 | 4回 | 「心と体のセルフケア教室」を5回開催 | メンタルヘルスケアの重要性について保健師等より講義をした。 | 5回 | 125% |
| 13 | 健康づくり講演会における啓発事業 | 市民の健康づくりに関する講演会を実施する際に、心の健康づくりに関するチラシ等を配布します。 | 健幸保健課 | 健康づくり講演会の開催なし | - | - | 健康づくり講演会の開催なし | - | - | - | 健康づくり講演会の開催なし | - | - | 健康づくり講演会の開催なし | - | - | - |
| 14 | 健康に関する出前講座 | 身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。 | 健幸保健課 | 一般健康教育（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布しストレスへの対処法等についても講話を行う。 | 一般健康教育受講者数 | 1,000人 | 市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行う。 | 一般健康教育を379回実施した。 | 1,222人 | 122% | 一般健康教育（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布しストレスへの対処法等についても講話を行う。 | 一般健康教育受講者数 | 1,000人 | 市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行う。 | 一般健康教育を429回実施した。 | 1,609人 | 161% |
| 15 | みんなの健康・福祉のつどい | 子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、健幸・スポーツ課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。 | 健幸保健課 | 「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。 | 保健センターコーナー入場者数 | 500人 | 「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。 | 血管年齢測定を実施する待ち時間を利用して自殺予防について啓発することができた。 | 180人 | 36% | 「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。 | 保健センターコーナー入場者数 | 500人 | 「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。 | 血管年齢測定を実施する待ち時間を利用して自殺予防について啓発することができた。 | 220 | 44% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------------|--|----------------|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|---|----------|--------|
| 16 | 子育て世代包括支援センター事業 | 母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、産後うつや子育てに関する相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、良好な生育環境の実現を調整してまいります。 | こども家庭課（子育て支援課） | 市内に住む全ての妊産婦、乳幼児に対し、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、以下の支援を実施した。 ①妊産婦・乳幼児の実情を把握する ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う ③支援プランを策定 ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。 虐待リスクの高いと思われる事例には早期から他課と情報共有を行い連携し同伴訪問を行い、保健指導や相談しやすい関係づくりに取り組んだ。 | 支援の必要な妊婦の把握 | 140 | 母子手帳交付、転入の際に妊産婦と面談し、実情を把握する。 特に支援が必要な妊産婦については、支援プランを作成し、こども家庭相談係や医療機関と情報共有を行う。その後、産前・産後に訪問し、母親等との関係づくりに努め、出産育児について必要な情報提供や支援を行っている。 産後は乳幼児健診、訪問等を通して母子の状況把握をし、育児や児の成長発達、虐待予防のための支援を行っている。 | 母子手帳交付や転入時の面談は保健師・看護師が行い、状況把握して予想される問題点を検討し、支援の方法を検討している。支援を行う際には関係機関と情報共有し、保健部門だけでなく色々な視点から支援を提供できるような努力している。出産育児期をサポートすることで、産後うつや育児不安を軽減し、虐待予防につながっていると考え。 | 115人 | 38% | 市内に住む全ての妊産婦、乳幼児に対し、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点として以下の支援を実施する。 ①母子手帳交付、転入、訪問、乳幼児健診等を通して、妊産婦・乳幼児の実情を把握する ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う ③支援プランを策定 ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。 虐待リスクの高いと思われる事例には早期から他課と情報共有を行い連携し同伴訪問を行い、保健指導や相談しやすい関係づくりに取り組む。 | 支援の必要な妊産婦の把握 | 130人 | 母子手帳交付、転入の際に妊産婦と面談し、実情を把握する。（支所で転入手続きされた場合には面談できないため、転入窓口担当者から保護者に資料を渡してもらい、母子保健係に連絡をいただくようにしている。） 特に支援が必要な妊産婦については、支援プランを作成し、こども家庭相談係や医療機関と情報共有を行う。その後、産前・産後に訪問し（必要に応じ数回になることもある）、母親等との関係づくりに努め、出産育児について必要な情報提供や支援を行っている。 産後は乳幼児健診、訪問等を通して母子の状況把握をし、育児や児の成長発達、虐待予防のための支援を行っている。 | 母子手帳交付や転入時の面談は保健師・看護師が行い、状況把握して予想される問題点を検討し、支援の方法を検討している。支援を行う際には関係機関と情報共有し、保健部門だけでなく色々な視点から支援を提供できるよう努力している。出産育児期をサポートすることで、産後うつや育児不安を軽減し、乳幼児健診等で児の発達特性についても介入し、育てにくさを軽減することで、虐待予防につながっていると考え。 | 148 | 113% |
| 17 | 各種健康相談 | 食生活の改善や運動不足の解消など健康管理についての健康相談に対応し、健康的な生活習慣に関する知識の普及に努めます。アルコール、薬物、不登校、ひきこもりなど、専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する専門相談「アルコール・薬物相談」「思春期精神保健相談」などへつなげます。 | 健幸保健課 | 保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うなかで、こころの健康についても知識・啓発の普及を行う。 | 総合健康相談数 | 1,500人 | 市内に住所を有する40-64歳の方を対象に、保健師・栄養士・運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行い、必要時には、メンタルヘルスの対処法など、自殺予防啓発を行った。不登校等について把握した場合は、関係機関に連絡し、対応を求めた。 | 電話相談や、個別の相談会のなかで、身体に関するだけでなく、日常生活でのストレスや心の問題等の相談に対応した。 | 2,126人 | 142% | 保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うなかで、こころの健康についても知識・啓発の普及を行う。 | 総合健康相談実施者数 | 2,000人 | 市内に住所を有する40-64歳の方を対象に、保健師・栄養士・運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行い、必要時には、メンタルヘルスの対処法など、自殺予防啓発を行った。 | 電話相談や、個別の相談会のなかで、身体に関するだけでなく、日常生活でのストレスや心の問題等の相談に対応した。 | 2,117人 | 106% |
| 18 | 母子健康手帳交付・妊婦健康診査 | 母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげます。 | こども家庭課（子育て支援課） | 【母子手帳交付】 妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や発達の記録を行うことにより、母子の健康管理に役立てる。また、母子手帳交付時にサポート体制など聞き取り、必要な支援に繋げ、母子の安全な健康づくりを促進する。 【妊婦健康診査】 妊婦の状況を聞き取るうえで様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行う。 【妊婦健康診査】 妊婦1人あたりに14回分の受診券を母子健康手帳交付時に交付し、医療機関や助産所での妊婦健康診査（個別）を実施する。必要時、医療機関との連携を図り、健診結果を有効に活用する。 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数 妊婦健診受診券利用枚数 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数1,000冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,550人 妊婦健診受診券利用枚数12,100枚 | 【母子手帳交付】 母子手帳の交付冊数848冊 産後の母子手帳の交付者なし。 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,307人 妊婦健診補助券利用枚数10,330枚 | 母子手帳交付時にすべての妊婦と個別面談することで、妊婦の生活状況を聞き取り、様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行った。また、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診券を交付することで経済的な負担が緩和し、医師会や助産所などに委託することで妊婦の希望する施設で定期的に妊娠経過の診察を受けることが出来、妊娠期の異常の予防や早期発見につなげることができた。 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数848冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,307人 妊婦健診補助券利用枚数10,330枚 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数85% 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数84.3% 妊婦健診補助券利用枚数85.4% | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数1,000冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,416人 妊婦健診受診券利用枚数11,605枚 | 【母子手帳交付】 母子手帳の交付冊数798冊（内 産後3名） 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,237人 妊婦健診補助券利用枚数9,741枚 | 母子手帳交付時にすべての妊婦と個別面談することで、妊婦の生活状況を聞き取り、様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行った。また、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診券を交付することで経済的な負担が緩和された。支援の必要なケースについては、関係機関などに委託し連携することで妊婦の希望する施設で定期的に妊娠経過の診察を受けることが出来、妊娠期の異常の予防や早期発見につなげることができた。 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数798冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数1,237人 妊婦健診補助券利用枚数9,741枚 | 【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数79.8% 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数87.4% 妊婦健診補助券利用枚数83.9% | | |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|---------------------|--|----------------|--|----------------------|-----------------|--|--|-------------------------------------|--------|---|-------------|---|--|---|-------------------------------------|--------|
| 19 | 新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談 | 乳幼児健診や相談・訪問等により、母子等の状態を把握するとともに、必要に応じてエジンバラ（産後うつ）質問票等の活用、産婦人科等医療機関との情報連携により、産後うつ等の早期発見に努め、育児の不安や悩みに対応することにより心のケアの支援につなげます。 | こども家庭課（子育て支援課） | 新生児訪問は、母子手帳交付時や妊婦健康診査・乳幼児健康診査等で抽出された課題について、家庭訪問を実施し支援を行う。身体測定や発達状況の確認や、育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行う。他機関と連携し訪問以外（保育園での見守り等）での対応を強化する。乳幼児健診は、個別健診になり、直接面接する機会が少なくなった。個別医療機関から健診の事後フォローをタイムリーに行えるように、早期に連絡できる体制に努めている。また、事後フォローだけでなく、相談事業・未受診者対策事業、子育て支援センターとの連携など他機関への紹介などにもつとめ、子育てをサポートしていきたい。育児相談は、通常の育児相談とオンライン相談を実施し、ニーズに応じた対応をしていく。 | 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 | 85% | 【新生児等訪問】 家庭訪問数：新生児及び乳児314人、幼児252人、妊産婦320人（延数） 【乳幼児健診】個別健診で対応(3歳児健診は集団か個別を選択できるハイブリッド健診) 受診者数：3,542 【育児相談】 相談者数：育児相談114人 オンライン相談2人 | コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、電話での面談など支援方法の選択を増やししながら、緊急性や状況から個別対応を継続した。外出自粛により孤独感や育児不安を抱える保護者に寄り添い、支援を必要とする対象へ切れ目なく相談支援を行った。訪問は、産後ケアなどアウトリーチされ専門的に支援ができるようになり他機関との連携につながった。健診後4か月児健診の第1子に対しては必ず電話入れを行い、早期からのかわり、今後の支援につなげていく。また、未受診者対策についても早めの電話入れ、訪問を行い把握に努めた。育児相談については、通常の育児相談とオンライン相談で対応実施し、どこからでも相談できるように、里帰り先からの利用などニーズに応じた対応につとめた。 | 85% | 100% | 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 | 85% | 【新生児等訪問】 家庭訪問数：新生児及び乳児313人、幼児264人、妊産婦302人（延数） 【乳幼児健診】個別健診で対応(3歳児健診は集団か個別を選択できるハイブリッド健診) 受診者数：3,405人 【育児相談】 相談者数：育児相談136人 オンライン相談2人 | コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、電話やオンラインでの面談など支援方法の選択を増やししながら、緊急性や状況から個別対応を継続した。孤独感や育児不安を抱える保護者に寄り添い、支援を必要とする対象へ切れ目なく相談支援を行った。訪問は、産後ケアなどアウトリーチされ専門的に支援ができるようになり他機関との連携につながった。健診後4か月児健診の第1子に対しては必ず電話入れを行い、早期からのかわり、今後の支援につなげていった。また、未受診者対策についても早めの電話入れ、訪問を行い把握に努めた。育児相談については、通常の育児相談とオンライン相談で対応実施し、どこからでも相談できるように、里帰り先からの利用などニーズに応じた対応につとめた。 | 【新生児等訪問】 家庭訪問数：新生児及び乳児313人、幼児264人、妊産婦302人（延数） 【乳幼児健診】個別健診で対応(3歳児健診は集団か個別を選択できるハイブリッド健診) 受診者数：3,405人 【育児相談】 相談者数：育児相談136人 オンライン相談2人 | 100% | |
| 20 | 言語相談・心理相談・運動相談・医師相談 | 障がいや発達の遅れなど支援を必要とする保護者の相談を行います。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添い、関わり方や特性を理解することで、育児疲れや負担の軽減を図ります。 | こども家庭課（子育て支援課） | 就学前の児のうち発達面に支援が必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供する。個別相談150回、巡回相談80回を実施する。 | 個別相談の実施延べ人数 | 個別相談の実施延べ人数468人 | 就学前の児のうち発達面に支援が必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供した。個別相談203回、巡回相談79回を実施した。 | 関係機関での療育だけでなく、当市で一貫して就学まで支援が出来るよう、療育システムの構築が求められると考える。 | 個別相談の実施延べ人数380人 巡回相談実施延べ人数1,255人 | 67% | 就学前の児のうち発達面に支援が必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供する。個別相談150回、巡回相談80回を実施する。 | 個別相談の実施延べ人数 | 個別相談の実施延べ人数560人 | 就学前の児のうち発達面に支援が必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供した。個別相談152回、巡回相談81回を実施した。 | 関係機関での療育だけでなく、当市で療育システムの構築を行い、一貫して就学まで支援する体制ができた。 | 個別相談の実施延べ人数387人 巡回相談実施延べ人数1,434人 | 69% |
| 21 | 自殺未遂者支援研修 | 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所などが実施する自殺未遂者支援研修に職員が参加し、自殺未遂者へのかかわり等について理解を深めます。 | 健幸保健課 | 担当職員以外にも参加を呼びかけ、多くの職員が取り組みに対する理解を深めるように推進していく。 | 年間参加回数 | 1回以上 | 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が実施する自殺未遂者支援研修（WEB会議）に参加。 | WEB会議で開催された自殺未遂者支援研修に参加した。 | 1回 | 100% | 担当職員以外にも参加を呼びかけ、多くの職員が取り組みに対する理解を深めるように推進していく。 | 年間参加回数 | 1回以上 | 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が実施する自殺未遂者支援研修（WEB会議）に参加。 | WEB会議で開催された自殺未遂者支援研修に参加した。 | 1回 | 100% |
| 22 | 自死遺族に対する相談窓口の周知 | 福岡県精神保健福祉センターが実施する遺族を対象にした相談窓口を市民に周知します。 | 健幸保健課 | 保健センターに相談に来られた自死遺族及びその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談先をご案内し、周知を行う。 | 指標化困難 | - | 本庁および各支所の窓口で自死遺族のための法律相談パンフレットを設置し、相談窓口の周知に努めた。また、ホームページで、福岡県が実施する相談日の掲載を行った。 | 自死遺族に向けた相談窓口は複数存在するため、内容に応じて適切に案内を行う必要がある。 | - | - | 保健センターに相談に来られた自死遺族及びその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談先をご案内し、周知を行う。 | 指標化困難 | - | 本庁および各支所の窓口で自死遺族のための法律相談パンフレットを設置し、相談窓口の周知に努めた。また、ホームページで、福岡県が実施する相談日の掲載を行った。 | 自死遺族に向けた相談窓口は複数存在するため、内容に応じて適切に案内を行う必要がある。 | - | - |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------------|--|-------------|--|--------------------------------|----------------------------|--|--|----------------------------|--------|--|------------------------------|----------------------------|---|---|----------------------------|--------|
| 23 | 各種健(検)診事業 | 特定健診やがん検診等を受診し、要精密検査になった方については、医療機関において検査を受診していただくように勧奨し、必要な場合には専門機関による支援につなげます。 | 健幸保健課 | がん検診と特定健診・若年者健診の同時開催を年間45回、協会けんぽと共催のがん検診を5回市内各所で実施予定。コロナ対策も継続して実施し、受診率向上のための取組みで、検診受診者にアンケートを実施し、受診率向上のための課題に取り組んでいく。 | がん検診精密受診率 (胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺) | 100% | 受付を30分ごとに設定し、待ち時間の短縮を図り受診しやすい環境を整備し、がん検診を実施した。また、受診率向上のため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を対象に勧奨通知を実施し、未受診者の40歳・45歳・50歳・55歳に対して再勧奨を実施した。 | 令和4年度から新たに45歳・55歳に対して受診勧奨を実施したことで、幅広い年齢にがん検診の周知啓発を行うことができた。 | 平均87.22% | 88% | がん検診と特定健診・若年者健診の同時開催を年間45回、協会けんぽと共催のがん検診を6回市内各所で実施予定。 | がん検診精密受診率 (胃・肺・大腸・子宮・前立腺) | 100% | 受付を30分ごとに設定し、待ち時間の短縮を図り受診しやすい環境を整備し、がん検診を実施した。また、受診率向上のため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を対象に勧奨通知を実施し、未受診者の40歳・45歳・50歳・55歳に対して再勧奨を実施した。 | 受診勧奨を実施したことで、幅広い年齢にがん検診の周知啓発を行うことができた。 | 平均75.95% | 76% |
| | | | 健幸保健課 | 40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施する。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行う。 | 特定健康診査受診率(法定報告値) | 60% | 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら受診ができる環境づくりを整えた。ポスター・チラシ等の啓発に加え個別通知による受診勧奨や電話による受診勧奨を実施した。更に従来の継続受診者は無料という施策に加えて、節目年齢(40歳50歳60歳)は無料という施策で受診率向上に取り組んだが受診率の伸びは緩やかで新型コロナウイルス感染症流行以前の状況に戻ることは難しい状況。(令和4年度の実績は令和5年11月中旬に確定。令和4年度の実績値は5月末時点での暫定値。) | 今後も受診勧奨・啓発を行い、新型コロナウイルス感染症に伴い受診から遠ざかった方に対して受診への動機づけをしていく必要がある。 | 41.8% | 70% | 40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施する。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行う。今年度は受診勧奨に係る業務を委託することで受診率向上を図る。 | 特定健康診査受診率(法定報告値) | 60% | ポスター・チラシ等の啓発に加え個別通知による受診勧奨や電話による受診勧奨を実施した。更に従来の継続受診者は無料という施策に加えて、節目年齢(40歳50歳60歳)は無料という施策で受診率向上に取り組んだ | 受診勧奨を実施したことで、幅広い年齢にがん検診の周知啓発を行うことができた。 | 39.8%(R6.5月末時点) | 66% |
| 24 | 市民への広報事業 | 市民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であるホームページや広報等を活用し、自殺対策の啓発として、相談窓口や事業等の周知を行います。 | 健幸保健課 情報管理課 | 広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年 庁舎内 ポスター・パンフレット掲示 | 広報掲載回数・ホームページ更新回数 | 広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年 | 広報いづかにおいては、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の特集頁を掲載した。ホームページでは、広報いづかのWeb版の掲載を行った。 | 「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」を広報誌及びホームページに掲載することで広く周知することができた。 | 広報掲載 2回/年 ホームページ更新 2回/年 | 200% | 広報掲載 2回/年 ホームページ更新 2回/年 庁舎内 ポスター・パンフレット掲示 | 広報掲載回数・ホームページ更新回数 | 広報掲載 2回/年 ホームページ更新 2回/年 | 広報いづかにおいては、「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の特集頁を掲載した。ホームページでは、広報いづかのWeb版の掲載を行った。 | 「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」を広報誌及びホームページに掲載することで広く周知することができた。 | 広報掲載 2回/年 ホームページ更新 2回/年 | 100% |
| 25 | 職員向けゲートキーパー養成事業 | 住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、飯塚市役所職員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうよう、職員に対して自殺対策に関する研修を実施します。 | 健幸保健課 | 新規採用職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺に対する問題が身近にあることを学んでもらう。 | 1回 | 100% | 講師との日程調整がつかず、職員向けのゲートキーパー養成講座は実施できなかった。 | 講師との日程調整を年度当初に実施し、関係課と連携し、実施する。 | 0回 | 0% | 新規採用職員向けのゲートキーパー養成講座を実施する。 | 1回 | 100% | 新規採用職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施した。 | 職員として悩みを持つ者に対して共感に徹しつつ、相談に臨むよう、ゲートキーパー養成講座を実施した。 | 1回 | 100% |
| 26 | 消費生活センター事業 | 消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もおり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。 | 市民活動支援課 | 消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。 | 年間相談者数 | 1,200人 | 消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。 | 多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。 | 1,160人 | 96.67% | 消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。 | 年間相談者数 | 1,000人 | 消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。 | 多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。 | 1,180人 | 98.3% |
| 27 | 無料法律相談事業 | 福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。 | 市民活動支援課 | 法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。 | 年間相談者数 | 550人 | 法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。 | 多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。 | 493人 | 89.64% | 法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。 | 年間相談者数 | 550人 | 法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。 | 多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。 | 564人 | 102.6% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-------------------|--|-------|---|----------|----------|---|--|----------|--------|--|----------|----------|--|--|----------|--------|
| 28 | 重複多受診者訪問指導 | 医療機関を頻回・重複受診する方に対して、訪問指導することで、日々の生活や心身の健康面での不安や問題をいち早く察知し、関係機関の支援につなぎます。 | 医療保険課 | 医療機関へ頻回又は重複受診している国保被保険者（重複・多剤投与者）に対して、適正受診の指導や健康相談等を実施する。（国保連委託事業） | 訪問回数 | 80回 | 国保連への委託事業として、医療機関へ頻回又は重複受診している、60歳～74歳の国保被保険者に対して、専門の保健師等が適正受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復に関する支援を行った。 | 国保連への事業委託によって、対象者の選定から事業計画の策定、更には専門保健師等による対象者への訪問指導が実施できており、対象者の健康不安等の解消に役立った。 | 80回 | 100% | 医療機関へ頻回又は重複受診している国保被保険者に対して、適正受診の指導や健康相談等を実施する。（国保連委託事業） | 訪問回数 | 80回 | 国保連への委託事業として、医療機関へ頻回又は重複受診している、60歳～74歳の国保被保険者に対して、専門の保健師等が適正受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復に関する支援を行った。 | 国保連への事業委託によって、対象者の選定から事業計画の策定、更には専門保健師等による対象者への訪問指導が実施できており、対象者の健康不安等の解消に役立った。 | 80回 | 100% |
| 29 | 飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業 | 独力でのゴミ出しが困難な高齢者および障がい者に対して、戸別訪問を行い、ごみ出し支援をすることで心身の負担軽減を図ります。 | 環境対策課 | ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。 | 収集実施世帯数 | 300 | ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。 | 収集実施世帯数 | 295 | 98.33 | ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。 | 収集実施世帯数 | 350 | 支援の幅を広げるため介護保険の認定区分や障がい者手帳等の等級等を軽減し支援拡大を行った。 | 利用者だけでなく家族の負担軽減にもなって非常に喜ばれている。また、ごみ出し支援と安否確認が適正に行われている。 | 331 | 94.57% |
| 30 | 求職者支援事業 | 就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。 | 商工観光課 | ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおいて、現在の登録者の相談にも応じつつ、新規登録者や就職者の確保のため、新たにセミナー等を開催する。また就職先開拓のため企業訪問を実施し、当市においても、個別相談会の会場を提供したり、広報やHP等により、周知を行う。 | 若者者の就職者数 | 55名 | 若年者を安定的な職業へ導くために、就職支援専門員（アドバイザー）による就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和4年度の実績は年間来所者219名、新規登録者は23名で現在登録者数は401名となっている。また、本庁においても、週1回の個別就職相談を実施しており、ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおける広報等も実施した。 | アフターコロナになりつつあるが、来所相談者は昨年度に比べ108名減少。就職者は11名増加。就職者は相談したアドバイザーをもとに本人で就職先等を探している者も多い。オンラインでの相談も実施しているが、利用も伸び悩んでいる。就職者を生み出すのは求職者と事業者のマッチングが必須であり、就職することで生活の安定にも繋がる。 | 38名 | 69.0% | 来所相談も減少していることから、周知方法や開催においてもオンラインを活用し、リアルな相談会もしつつ、気軽に参加できるオンラインでの説明会も開催し、就労の支援を行う。 | 若者者の就職者数 | 55名 | 15歳から39歳までを対象とした若年者を安定的な職業へ導くために、就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和5年度の実績は来所者179名、新規登録者は15名で現在登録者数は400名となっている。また、本庁においても、週1回の個別就職相談を実施し、別途オンラインおしごと紹介イベントやリアルでの応募書類作成特別相談を実施した。 | 来所相談者は昨年度に比べ40名、就職者は22名減少。要因は、ゆめタウンの大量雇用による求職者の減少、民間の相談会社やネット等での就職が多いと考えられる。開催イベントについては、周知時間が短いため、来年度はスケジュールに余裕をもって準備をするよう協議済。安心して生活ができるよう、ターゲットを絞る等工夫をして相談者や就職者を増やしていく。 | 16名 | 29% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-------------------------------------|---|----------------|--|------------------|----------|--|--|------------------|--------|--|------------------|----------|---|---|------------------|--------|
| 31 | 中小企業支援融資事業 | 低利の融資あっせん、中小企業に対する経営安定化に緊急助成などを行うことで、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。 | 商工観光課 | 関係機関との会議を行い、制度融資の精査を行う。 | 相談件数 | 4件 | 中小企業融資制度の見直し（廃止や新規融資創設）を行うために、金融機関に聞き取り調査を実施し、その意見をもとに、中小企業融資制度審議会を開催。令和5年度も引き続き調査し、令和6年度までには融資制度の見直しを完了させる予定。 | 国、福岡県の融資等が充実しているため市独自融資の相談件数は少ないという理由もあり、既存の融資見直しに至る。国、福岡県より利点のあるものを作り、経営者の支援を目指す。見直しの結果が経営難に陥った事業者の支援につながればと思う。 | 1件 | 25.0% | アフターコロナにより、経営者（事業者）の経営再開や融資の返還等の相談をもとに、事業者支援のための融資が令和6年度より活用できるよう整備する。 | 相談件数 | 2件 | 事業者支援のため、令和6年度施行の新規創業者に対する融資及び保証料や利子補助の要綱を制定した。 | 直に事業者からの相談を受けている金融機関等との意見交換会で得た情報をもとに作成しているため、適切な支援に繋げる一助となった。 | 6件 | 300% |
| 32 | 飯塚市要保護児童連絡協議会（飯塚市要保護児童対策地域協議会に名称変更） | 虐待を受ける要保護児童の児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため地域の保健医療・福祉、教育、警察、救急、人権擁護などの各関係機関との連携体制の強化を図ります。 | こども家庭課（子育て支援課） | 要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行う。 | 年間開催回数 | 10回 | 要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。 | 会議開催回数は目標値より増となり、要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースが発生した場合は、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。 | 11回 | 110% | 要保護児童等がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行う。 | 年間開催回数 | 10回 | 要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。 | 会議開催回数は減となったが、要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースが発生した場合は、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。 | 9回 | 90% |
| 33 | 利用者支援事業 | 子育て支援センターを核とした子育て支援施設や子育て 団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見とともに多面的な子育て支援を推進します。 | こども家庭課（保育課） | 関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 関係機関とのネットワークの推進により、相談に応じた機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行った。 | 適切な関係機関を案内することで、不安を抱えた保護者の支援に繋がることができた。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 関係機関とのネットワークの推進により、相談に応じた機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行った。 | 適切な関係機関を案内することで、不安を抱えた保護者の支援に繋がることができた。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - |
| 34 | 飯塚市青少年問題協議会 | 青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、連携の強化を図ります。 | こども家庭課（子育て支援課） | 青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。 | 年間開催回数 | 2回 | 青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べた。 | 「青少年の立ち直り支援について」というテーマで青少年を取り巻く問題について認識し、市内の関係機関との連携強化、認識の強化を図ることができた。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、R4年度は1回のみ開催した | 1回 | 50% | 青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。 | 年間開催回数 | 2回 | 青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べた。 | 2回の実施は出来なかったが、本市の青少年非行の概況について認識し、関係機関が行う青少年育成事業についての意見を述べた。 | 1回 | 50% |
| 35 | 少年相談センター事業 | 街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をおして、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発も行います。 | こども家庭課（子育て支援課） | 少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。 | 年間補導実施回数 | 540 | 少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。 | 警察や学校、地域などとの連携した活動により、非行を未然に防止できた。 | 610回 | 113% | 少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。 | 年間補導実施回数 | 540回 | 少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。 | 警察や学校、地域などとの連携した活動により、非行を未然に防止できた。 | 558回 | 109% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------------------|---|----------------|--|------------------|----------|---|--|------------------|--------|--|------------------|----------|--|--|------------------|--------|
| 36 | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置し、子育てに伴う過度な負担に起因する自殺のリスクを察知し、早期対応につなげます。 | こども家庭課(保育課) | 保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行った。 | 保護者同士の交流の機会や相談の場を提供することで、早期対応を行うことができた。今後も、相談が行いやすい環境を整えていく。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - | 子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行った。 | 保護者同士の交流の機会や相談の場を提供することで、早期対応を行うことができた。今後も、相談が行いやすい環境を整えていく。 | 自殺防止対策としての指標化は困難 | - |
| 37 | 母子・父子自立支援員設置事業 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。 | こども家庭課(子育て支援課) | 自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を与える。 | 年間相談受付件数 | 360件 | 自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。 | 昨年度と同様に相談しやすいためスマートフォン及びタブレットを用いて、SNSやオンライン相談に対応した結果年間相談受付件数増となった。 | 491件 | 136% | 自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。 | 年間相談受付件数 | 500件 | 昨年度と同様に相談しやすいためスマートフォン及びタブレットを用いて、SNSやオンライン相談に対応した結果年間相談受付件数増となった。 | 758件 | 152% | |
| 38 | 家庭児童相談員設置事業 | 家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。 | こども家庭課(子育て支援課) | 自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。 | 年間相談受付件数 | 2,900件 | 自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。 | 昨年度と同様に相談しやすいためスマートフォン及びタブレットを用いて、SNSやオンライン相談に対応した結果年間相談受付件数増となった。 | 4,553件 | 157% | 自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。 | 年間相談受付件数 | 4,000件 | 昨年度と同様に相談しやすいためスマートフォン及びタブレットを用いて、SNSやオンライン相談に対応した結果年間相談受付件数増となった。 | 5,017件 | 125% | |
| 39 | 地域福祉ネットワーク活動推進事業 | 市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進していくことで、地域ネットワークの基盤の充実を図り、高齢者の社会参加の強化、および孤独・孤立の予防を推進します。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成することを通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。 | 福祉委員による訪問回数 | 47,500回 | 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努めた。 | ネットワーク委員会は、高齢者の見守りや社会参加への呼びかけ等、地域の福祉活動によって高齢者の在宅生活の継続及び支援に対し有効であり、地域の福祉活動を支える基盤として大きな役割を果たしていることから、事業を継続していく必要がある。 | 36,447回 | 77% | 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成することを通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。 | 福祉委員による訪問回数 | 47,500回 | 地域福祉ネットワーク委員会に対する支援を通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、引き続き高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。 | 32,444回 | 68% | |
| 40 | ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定 | 孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。 | 協定団体数 | 40 | 令和5年3月末時点では、前年度と同じ市内36団体であるが、1社と協定締結に向けた調整を行っている。協定先団体からの通報実績は0件であったが、年間を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。 | 過去には協定先団体からの通報により、救急搬送され、一命を取りとめた事案もあることから、孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして有効であると考えられるため、今後も各種事業者との連携を図り、見守り活動の継続が必要である。 | 36 | 90% | 孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。 | 協定団体数 | 40 | 令和5年度末時点で、市内37団体と見守り協定を締結している。協定先団体からの令和5年度中の通報実績は0件であったが、年間を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。 | 協定先団体からの通報により、救急搬送され、一命を取りとめた事案もあり、孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして有効であると考えられるため、今後も事業の継続が必要である。 | 37 | 93% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|----------------------|--|---------------|---|----------|----------|--|--|----------|--------|--|----------|----------|--|---|----------|--------|
| 41 | 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業 | 徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ること、早期発見・保護につながるような支援体制の充実を図ります。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 引き続き、認知症に関する各種研修会等で認知症高齢者等個人賠償責任保険事業と併せて周知を行い、対象者の家族などに向け、本事業の普及を図る。 | 登録者数 | 100人 | 事案発生時(令和4年度:配信回数1回)には、飯塚警察署や防災安全課と連携し、配信を行い、迅速な対応を行った。 | 徘徊による行方不明発生時に、各関係機関へメールなどを発信し、協力依頼を行うことで対象者の安全の確保に努める事業であり、引き続き民間事業者への協力依頼や、徘徊が予想される高齢者の事前登録を推進していく必要がある。 | 76人 | 76% | 引き続き、認知症に関する各種研修会等で認知症高齢者等個人賠償責任保険事業と併せて周知を行い、対象者の家族などに向け、本事業の普及を図る。 | 登録者数 | 100人 | 事案発生時(令和5年度:配信回数1回)には、飯塚警察署や防災安全課と連携し、配信を行い、迅速な対応を行った。 | 認知症高齢者等が行方不明になった時に、各関係機関へメールなどを発信し、協力依頼を行うことで対象者の安全の確保に努める事業であり、引き続き民間事業者への協力依頼や、徘徊が予想される高齢者の事前登録を推進していく必要がある。 | 79人 | 79% |
| 42 | 認知症カフェ | 認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供します。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りや情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。 | カフェ設置数 | 15 | 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、カフェ設置数は前年度と同じ11か所となった。しかしながら、延べ参加人数はR3年度を上回る479人と増加しており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供した。 | 年6回以上の認知症カフェを開催することを条件として補助金を交付しており、今後はカフェの新規設置を促進するとともに、既存のカフェにおいて認知症の方やその家族が利用しやすい環境をつくるために更なる周知・啓発の必要がある。 | 11 | 73% | 認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りや情報交換や心の気分転換が出来るよう、カフェの新規設置を促進するとともに、気軽に通える場づくりに取り組んでいくことで、カフェの参加者数を増やす。 | カフェ参加者数 | 1,200人 | カフェ設置数は前年度と同じ11箇所であるが、延べ参加人数はR4年度を上回る515人と増加しており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供した。 | 年6回以上の認知症カフェを開催することを条件として補助金を交付している。既存のカフェにおいて認知症の方やその家族が利用しやすい環境をつくるために更なる周知・啓発を行うとともに、カフェが設置されている地区に偏りがあることから、カフェの新規設置を促進していく必要がある。 | 515人 | 43% |
| 43 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成します。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとりひとりが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の家族にかかる負担を理解し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者数の増加に努める。 | 受講者数 | 1,000人 | 引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により目標を大きく下回ったものの、認知症サポーター養成講座を28回開催し、延べ515人が受講されており、地域において認知症に関する理解の普及を促進した。 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとりひとりが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の家族にかかる負担を理解し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者数の増加に努める必要がある。 | 515 | 52% | より多くの市民等に、養成講座を受講していただくために、認知症サポーターの意義と養成講座の参加について更なる周知・啓発を行う。 | 受講者数 | 1,000人 | 認知症サポーター養成講座を41回開催し、延べ1,194人が受講されており、地域において認知症に関する理解の普及を促進した。 | 認知症基本法が施行され、認知症に対する普及啓発は重要である。幅広い年齢層に講座を受講してもらい、様々な年代のサポーターを増やしていく必要がある。 | 1,194人 | 119% |
| 44 | 介護予防教室 | 高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・低栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援へつなげます。 | 高齢者支援課(高齢介護課) | 新型コロナウイルス感染症対策として定員制限のある会場を増やし参加しやすい環境に努めた。高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ボールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。なお、令和4年度についてはケア・トランポリン教室を1会場で開催。 | 教室実施会場数 | 39 | 新型コロナウイルス感染症の影響による日程や会場の変更等なく、予定通り転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアトランポリン教室を実施することができた。 | 外出自粛によりうつや認知症のリスクが高まっている。感染症対策のため高齢者筋力アップ教室と音楽サロンでは、定員を半分にしたため教室数を倍に増やし参加者を確保することができ、うつ予防をはじめ介護予防に努めることができた。 | 39 | 100% | 今後の新型コロナウイルス感染症対策(アフターコロナ)についての動向を踏まえ、転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室を実施。また、教室参加だけではなく自宅でも継続して取り組める指導方法を検討する。 | 教室実施会場数 | 37 | 当初計画通り37教室・367回の介護予防教室(転倒予防、筋力アップ、ボールエクササイズ、認知症予防)を実施することができ、980名の参加があった。 | 介護予防教室への参加が、高齢者の生きがいづくりの場となるよう継続して普及・啓発に努める。また、リピーターが多いことから、新規参加者を増加させる取組みが必要。 | 37 | 100% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-------------------|--|---------------|---|---------------|----------|---|--|----------|--------|---|--------------|----------|--|---|----------|--------|
| 45 | フレイル予防事業 | 地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。 | 高齢者支援課（健幸保健課） | 日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健幸・スポーツ課（令和3年度からは健幸保健課）へ事業移管。 | フレイル予防教室実施会場数 | 13 | 新型コロナウイルス感染症の影響による日程や会場の変更等なく、予定通り転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアトランポリン教室、フレイル予防教室を実施することができた。 | 外出自粛によりうつや認知症のリスクが高まっている。感染症対策のため高齢者筋力アップ教室と音楽サロンでは、定員を半分にしたため教室数を倍に増やし参加者を確保することができ、うつ予防をはじめ介護予防に努めることができた。フレイル予防教室においては、昨年度よりも受講者数の定員を増やしたため、フレイルチェック実施数が増加した。 | 52 | 400% | 今後の新型コロナウイルス感染症対策（アフターコロナ）についての動向を踏まえ、転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室を実施。また、教室参加だけではなく自宅でも継続して取り組める指導方法を検討する。フレイル予防教室については、引き続き日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でフレイル予防教室を実施する。 | 教室実施会場数 | 50 | 当初計画通り13教室・151回のフレイル予防教室を実施することができ、217名の参加があった。 | 市報による広報活動だけでなく、イベント等でリーフレットを配布する等フレイル予防の普及啓発活動に努めた。また、通いの場にサポーターを9回派遣し、フレイルチェックの他、脳トレやレクレーションを通して、参加者のフレイル予防に対する認知度向上に取り組んだ。 | 13 | 100% |
| 46 | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、その一翼を担う機関として市内11カ所に地域包括支援センターを設置し、医療や介護の悩みなど、日常生活における様々な相談対応や支援に努めます。 | 高齢者支援課（健幸保健課） | 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、日常生活圏域に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供。 | 相談に対応した件数の割合 | 100 | 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、日常生活圏域に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供。 | それぞれの生活圏域において、各地域包括支援センターが中心となり、高齢者の様々な相談や問題の解決に取り組んでいる。市内においても「地域包括支援センター」の存在が年々周知できていると考えられるが、引き続き周知を行っていく。 | 100 | 100% | 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、「地域包括支援センター」が、安定した業務を実施できるよう、市民向けの周知や、情報共有会議の開催など、必要な支援を行う。 | 相談に対応した件数の割合 | 100 | 日常生活圏域毎に地域包括支援センターを設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供。9,905件の相談に対応している。 | 相談件数の増加に加え、相談内容が多様化・複雑化していることから、市と委託包括がしっかりと連携して、高齢者のための多様な生活支援の充実に取り組む必要がある。また、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、子ども・障がい者・生活困窮者を含めた相談対応ができる体制づくりを目指すとともに、委託包括を支援・指導する市側の体制整備を行う必要がある。 | 100 | 100% |
| 47 | 認知症高齢者等位置検索システム事業 | 認知症による徘徊行動がある高齢者又は若年性認知症の方の介護者にGPSによる徘徊検索システム機の購入又はレンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。 | 高齢者支援課（健幸保健課） | 市内11カ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検索システム機の購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。 | 新規利用者数 | 2 | 令和4年度は、1件の申請を受理して助成を行った。 | 現状、利用者は少ないが、認知症徘徊による家族や介護者の精神的・肉体的負担の権限を図るための手段として、適していることから、地域包括支援センター等と連携して、本事業の周知を図る必要がある。 | 1 | 50% | 市内11カ所の地域包括支援センター等と連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検索システム機の購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的・肉体的負担の軽減を図る。 | 新規利用者数 | 2 | 令和5年度は、1件の申請を受理して助成を行った。 | 現状、利用者は少ないが、認知症高齢者等の一人歩きによる家族や介護者の精神的・肉体的負担の権限を図るための手段として、適していることから、地域包括支援センター等と連携して、本事業の周知を図る必要がある。 | 1人 | 50% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|--------------------|---|---------------|---|--------------------------|----------|---|---|----------|--------|---|--------------------------|----------|--|---|----------|--------|
| 48 | 権利擁護事業 | 虐待を受けたり、悪質商法の被害にあうなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して高齢者の権利擁護に努めます。 | 高齢者支援課(健幸保健課) | 市内11ヶ所の地域包括支援センターや各関係機関との連携のうえ、高齢者の権利擁護のため、見守りの強化・支援を継続して行う。 | 保護・見守り・経過観察等対応した人数/虐待相談数 | 1 | 26件の相談・通報について関係者、関係機関と連携して事実確認、対処の検討を行い、個別案件ごとの保護、見守り、助言などの対応を行った。 | 虐待案件については、個々の案件に応じた適切な対応が求められるため、関係機関との連携を密にして行動する必要があり、また、高齢者虐待は、介護疲れや認知症、高齢者や介護者の性格や人間関係などが背景にあり、またそれらが複雑に絡み合っ起こることから、専門的な知識が求められたり、解決までに数か月の期間を要する案件が増加している。 | 1 | 100% | 市内11ヶ所の地域包括支援センターや関係機関と連携のうえ、高齢者の権利擁護のため、見守りの強化・支援を継続して行う。 | 保護・見守り・経過観察等対応した人数/虐待相談数 | 1 | 42件の相談・通報について関係者、関係機関と連携して事実確認、対処の検討を行い、個別案件ごとの保護、見守り、助言などの対応を行った。 | 虐待案件については、個々の案件に応じた適切な対応が求められるため、関係機関との連携を密にして行動する必要があり、また、高齢者虐待は、介護疲れや認知症、高齢者や介護者の性格や人間関係などが背景にあり、またそれらが複雑に絡み合っ起こることから、専門的な知識が求められたり、解決までに数か月の期間を要する案件が増加している。 | 1 | 100% |
| 49 | 緊急通報システム事業 | 発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせるための緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。 | 高齢者支援課(健幸保健課) | 発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせるための緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。 | 相談者数 | 200 | 令和5年3月末時点での利用者数は56人(内、令和4年度の新規利用者7名)に対し、緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図った。 | 容態悪化等の通報は月に数件にとどまっているが、利用者からの相談等についても積極的な対応に努めている。また、通報を受けるだけでなく日常的な安否確認や災害発生時の安否確認の連絡を行っているため、利用者の安心感につながっている。 | 58 | 29% | 本事業による見守りが必要な高齢者に対し、適切にサービスが提供できるよう、地域包括支援センターと連携して、事業の周知を行う。 | 緊急通報システム設置世帯での孤独死発生件数 | 0 | 令和5年度末時点での利用者数59人(内、新規利用者12名)に対し、本事業による見守りを実施し、高齢者の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図った。 | 通報を受けるだけでなく日常的な安否確認や災害発生時の安否確認の連絡を行っているため、利用者の安心感につながっている。必要な方にサービスの提供ができるよう、継続して広く市民の方に周知を図っていく必要がある。 | 0 | 100% |
| 50 | 老人クラブ事業費補助金交付事業 | 老人クラブ(おおむね60歳以上の住民が仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり等を目的とする団体)への活動を支援することにより、地域の高齢者の活発な活動を促します。 | 高齢者支援課(健幸保健課) | 市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付する。 | 補助金額 | 9,452千円 | 市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付した。 | 連合会及び各支部が補助金を活用することで、健康事業を実施した。会員の健康維持及び交流につながった。 | 9,224千円 | 98% | 市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付する。 | 補助金額 | 9,376千円 | 市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付した。 | 連合会及び各支部が補助金を活用することで、会員の健康維持及び交流につながった。 | 9,136千円 | 97% |
| 51 | 配食サービス事業 | 主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安否確認に努めます。 | 高齢者支援課(健幸保健課) | 主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安否確認に努めます。 | 配食数 | 87,564食 | 令和5年3月末時点で、503名の者に対し、延べ食数77,955食の配食サービスを実施し、安否確認を行った。 | 本事業を継続実施することにより、高齢者の食の確保や、栄養改善に寄与しており、安定した在宅生活につながる事が出来ている。 | 77,955食 | 89% | 食の確保が困難及び栄養改善の必要がある高齢者世帯に対し、栄養バランスのとれた夕食の配達を行うとともに安否確認を行う事で、安心して在宅生活が送れるよう支援する。 | 配食利用者数 | 513人 | 令和5年度末時点で、438名の者に対し、延べ食数76,848食の配食サービスを実施し、安否確認を行った。 | 本事業を継続実施することにより、高齢者の食の確保や、栄養改善に寄与しており、安定した在宅生活につながる事が出来ている。また、6ヶ月ごとのアセスメントを継続実施することで、配食サービスの適正利用に努める。 | 438人 | 85% |
| 52 | 福祉電話設置事業 | 単身又は高齢者のみの世帯で、通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯に、電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。 | 高齢者支援課(健幸保健課) | 高齢者のみの通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯の者に対し、電話加入権の貸与を実施する。 | 利用者数/電話加入権の貸与を決定した者の人数 | 100% | 令和5年3月末現在、24名の者に対し、電話加入権の貸与を実施。令和4年度、新規利用者は2名であった。(転居2名を除く)高齢者の孤立化防止、コミュニケーション手段として活用されている。 | 高齢者福祉の観点から、低所得高齢者世帯の孤立化防止や緊急時の通信手段として事業継続が必要と判断しているが、携帯電話の端末や利用料金の低廉化が進んでいることから、今後の動向も見ながら、事業継続について検討していく必要がある。 | 100% | 100% | 通信手段の確保が困難な低所得高齢者世帯の孤立化防止や緊急時の通信手段として、引き続き電話加入権の貸与を実施する。 | 利用者数/電話加入権の貸与を決定した者の人数 | 100% | 令和5年度末時点で、20名の者に対し、電話加入権の貸与を実施。令和5年度の新規利用者は0名であった。 | 高齢者福祉の観点から、低所得高齢者世帯の孤立化防止や緊急時の通信手段として事業継続が必要と判断しているが、携帯電話の端末や利用料金の低廉化が進んでいることから、今後の動向も見ながら、事業継続について検討していく必要がある。 | 1 | 100% |
| 53 | 障がい者地域自立支援ネットワーク事業 | 医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とネットワークを構築し、自殺対策の基盤の強化を図ります。 | 社会・障がい者福祉課 | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。 | 主催会議開催数 | 72回 | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図った。 | 専門部会や意見交換会等において、医療機関等とネットワークを構築し、地域課題の共有ができた。 | 102回 | 142% | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。 | 主催会議開催数 | 118回 | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図った。 | 専門部会や意見交換会等において、医療機関等とネットワークを構築し、地域課題の共有ができた。 | 112回 | 94.92% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-------------------|--|------------|---|------------|----------|---|--|----------|--------|---|------------|----------|---|--|----------|--------|
| 54 | アルコール関連団体の支援 | 関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。 | 社会・障がい者福祉課 | アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生会、AA福岡飯塚グループ）に引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。 | ミーティング開催回数 | 70回 | アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生会、AA福岡飯塚グループ）が交流センター等を使用する際に減免(半額減免)申請を行っている。 | 当事者同士の心の安定を目的としたミーティングを再開することができ、これらの活動を支援することで自殺予防に寄与した。 | 112 | 160% | アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生会、AA福岡飯塚グループ）に引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。 | ミーティング開催回数 | 100回 | アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生会、AA福岡飯塚グループ）が交流センター等を使用する際に減免(半額減免)申請を行っている。 | 当事者同士の心の安定を目的としたミーティングを再開することができ、これらの活動を支援することで自殺予防に寄与した。 | 186回 | 186% |
| 55 | サン・アビリティーズいづか運営事業 | 心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。 | 社会・障がい者福祉課 | 電話相談を継続しつつ、新型コロナウイルスの終息を見据えた定期的な相談窓口を開設する。 | 相談件数 | 600件 | 相談会などの場を設け、解決に向けて具体的な機関等につなげた。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話相談を中心に相談業務を行った。相談機関につながるケースもあるが、多くは身の上話の相手役として、自殺予防に寄与した。 | 385 | 64% | 電話相談を中心に、定期的な相談窓口を開設する。 | 相談件数 | 600件 | 相談会などの場を設け、解決に向けて具体的な機関等につなげる。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話相談を中心に相談業務を行った。相談機関につながるケースもあるが、多くは身の上話の相手役として、自殺予防に寄与した。 | 713件 | 118.8% |
| 56 | 障がい者基幹相談支援センター事業 | 障がいのある方、そのご家族における生活の悩みごと、仕事のこと、子どもの発達や障がい者虐待のことなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を目指します。 | 社会・障がい者福祉課 | 障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。 | 相談者数 | 1,004人 | 24時間連絡可能な窓口を設置し、障がい者の方やその関係者の方の相談を受け、各関係機関との連携を図った。 | 関係機関との連携と共に障がい者の地域生活支援を行うことができた。 | 930人 | 93% | 障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。 | 相談者数 | 1,000人 | 24時間連絡可能な窓口を設置し、障がい者の方やその関係者の方の相談を受け、各関係機関との連携を図った。 | 関係機関との連携と共に障がい者の地域生活支援を行うことができた。 | 948人 | 94.8% |
| 57 | 民生・児童委員活動 | 同じ住民という立場から、困難を抱えている人に気づき、最初の窓口として機能し、適切な支援機関につなげます。 | 社会・障がい者福祉課 | 民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。 | 相談件数 | 8,000件 | 同じ住民という立場から、あらゆる生活上の相談に応じ、関係機関との連携を図った。 | 民生委員による日常的な見守り・相談の中から適切に関係機関との連携につなげ、地域生活支援を行うことができた。 | 8,652件 | 108% | 民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。 | 相談件数 | 8,000件 | 同じ住民という立場から、あらゆる生活上の相談に応じ、関係機関との連携を図った。 | 民生委員による日常的な見守り・相談の中から適切に関係機関との連携につなげ、地域生活支援を行うことができた。 | 8,644件 | 108.1% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|---------------|---|-------|---|-----------------------|----------|--|----------------------|----------|--------|--|-----------------------|----------|---|---|----------|--------|
| 58 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 | 生活支援課 | 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が依然として多いことが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。 | 生活自立支援相談室における新規相談受付件数 | 522件 | 相談内容に合わせた支援（緊急的支援、プラン作成、就労支援等）を行い、関係機関につなぐことができた。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活に困窮された方からの相談が多いものと予測されたため事務補助員を増員し相談体制の強化を図った。また、新たに生活困窮者就労準備支援事業を開始し専任の支援員の配置を行い、様々な理由ですぐには就職することが難しい方に対しアウトリーチ等による個別支援を行った。 | | 286件 | 55% | 物価高騰等の影響など様々な理由により生活資金や就職活動に悩みを抱える相談者からの相談を受け、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた個別支援プランを作成し、困窮状態からの自立を支援する。 | 生活自立支援相談室における新規相談受付件数 | 408件 | 生活自立支援相談室において、生活困窮者（失業者、多重債務者等）からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成、家計収支の分析や家計再生プランの作成等による家計改善支援、関係機関への同行支援等を行った。また、新たに生活困窮者就労準備支援事業を開始し専任の支援員を配置し、様々な理由で就職することが難しい方に対しアウトリーチ等による個別支援を行った。 | 生活自立支援相談室の新規相談受付件数は234件、プラン作成件数141件、プラン終結者のうち自立に向けて改善が見られた人の割合は92%であった。プランを策定した者のうち大半は就労や増収、家計改善や精神の安定等により現状からの改善が見られ、相談者の自立に寄与することができた。 | 234 | 57% |
| 59 | 生活保護事業 | 相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障します。また、生活保護申請者で保護開始決定までの食糧に窮している方に対し、民間団体等の事業を活用した、一時的な食糧提供等の支援を行います。 | 生活支援課 | 生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行う。新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、生活自立支援相談室との連携強化を図るとともに、生活保護の申請受付、要否判定により保護費の支給を行い、ケースワーカー等から個々の状況に応じた適切な支援を行う。 | 生活保護相談延件数 | - | 生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長支援を行った。生活保護の申請受付、要否判定により、被保護者に対する保護費の支給及び自立支援を行った。すでに生活保護を受給している方についてはケースワーカー等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行った。 | | 590件 | - | 生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行う。様々な理由により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることから、生活自立支援相談室との連携強化を図るとともに、生活保護の申請受付、要否判定により保護費の支給を行い、ケースワーカー等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行う。 | 生活保護相談延件数 | - | 生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行った。また、すでに生活保護受給中の世帯に対しては、ケースワーカー等を通じて、個々の状況に応じた適切な支援を行った。 | 相談、申請件数ともに増加傾向にあるが、相談件数のうち67.5%の方は生活保護の支給により最低限度の生活を保障し、残りの32.5%の方はケースワーカーと生活自立支援相談室、他課との連携により生活保護開始に至らず自立へ繋げることができた。また、ケースワーカーと就労支援員との連携により就職へと結びつき、収入増による廃止件数が前年度より13件増え、自立を助長することができた。 | 653 | - |
| 60 | 住居確保給付金事業 | 経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 | 生活支援課 | 市の関係各課、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業により引き続き相談者、申請者が見込まれることから、相談体制の強化を図る必要がある。 | 住居確保給付金申請件数 | - | 生活自立支援相談室において、離職や休業等により住居を失った、あるいは失うおそれのある生活困窮者からの住居確保給付金の相談、申請受付を行い、賃貸住宅等の家賃相当額の給付を行った。また、支給が決定した方には早期自立のため就労支援を行った。 | | 15件 | - | 令和5年度からは、コロナ禍での特例や要件緩和が廃止され、就労自立に向けた活動の要件がより熱心に行うべきものとされ回数等の要件が変更となるため、制度の周知に努め、今後も一人でも多くの生活困窮者の住居確保や就労自立に寄与できるよう関係機関と連携を強化していく。 | 住居確保給付金申請件数 | - | 生活自立支援相談室において、離職や休職等の影響で住居を失った、もしくは失う可能性がある生活困窮者からの住居確保給付金の申請相談、申請受付を行い、賃貸住宅等の家賃相当額を給付した。また、給付が決定した方については、早期自立のために就労支援も行った。 | 住居確保給付金を受給するための要件が複雑であるため、申請者が求職活動要件を満たし継続して住居確保給付金を受給できるよう支援を行った。また、対面による面談だけでなく電話やメール、LINE等を活用しながら支援を行うことで、仕事の合間などを活用して面談をすることができ、効率的な支援を行うことができた。 | 7 | - |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|------------------|--|-------|--|----------|---------------------|--|---|----------|--------|---|----------|---------------------|---|---|----------|--------|
| 61 | 生活困窮世帯の学習・生活支援事業 | 世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。 | 生活支援課 | 生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、市が発送する対象世帯あての郵便物にチラシを同封するなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。 | 延参加者数 | 1,600人(20名×40回×2会場) | 生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施した。今年度はリモートによる参加も出来るようになり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けず予定していた40回の開催を行った。 | 参加登録者(児童生徒)25名。社会問題化する子どもの貧困に関する行政の責務も問われている中、子どもに居場所を提供し学習支援、生活指導、食育等の支援を行うことで貧困の連鎖の防止を図る。今年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けずにタブレットを用意し、リモートによる参加も可能とし、参加者に対する支援ができた。 | 444人 | 28% | 生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、ポスター掲示及び対象となる子どもへの担任などから参加の呼びかけを行うなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。 | 延参加者数 | 1,600人(20名×40回×2会場) | 生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、土曜日に市内2か所の会場において、学習支援や生活指導を行うとともに、食育等の支援を行った。昨年度に引き続きリモートによる参加ができるよう環境を整え、予定していた40回の開催を行った。 | 当初の予定通り40回の開催を行うことは出来たが、参加人数については目標に及ばなかった。しかし、社会問題化する子どもの貧困に対する行政の責務が問われる中、子どもに居場所を提供し、学習及び生活指導、食育に至るまでの一連の支援により、貧困の連鎖を断ち切るための非常に重要な事業であり、事業規模や参加人数の多寡では図りえない成果があったと言える。 | 491 | 3100% |
| 62 | 教職員向け研修 | 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。 | 学校教育課 | 自己理解や自己効力感の育成などの発達促進的な指導を改めて認識し、児童生徒が困難な状況に陥るのを未然に防止するための研修を実施する。 | 研修回数 | 2回 | スクールソーシャルワーカー(SSW)の役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用した、組織的な児童生徒に対する支援ができた。 | SSWの役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用した、組織的な児童生徒に対する支援ができた。 | 2回 | 100% | 自己理解や自己効力感の育成などの発達促進的な指導を改めて認識し、児童生徒が困難な状況に陥るのを未然に防止するための研修を実施する。 | 研修回数 | 2回 | スクールソーシャルワーカー(SSW)の役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用した、組織的な児童生徒に対する支援ができた。 | SSWの役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用した、組織的な児童生徒に対する支援ができた。 | 2回 | 100% |
| 63 | 放課後児童健全育成事業 | 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育し、悩みを抱えた子どもや保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなぎます。 | 学校教育課 | 引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回継続して開催する。 | 研修実施回数 | 1回 | 子育て支援課、生活支援課等を含む支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回開催した。 | 必要に応じ、子育て支援課、生活支援課等を含む支援機関との情報共有や定期的な学校との連携会議により、保護者や児童からの相談体制を確立するとともに、支援員を対象とした人権研修会を年1回開催することで、子どもの人権を守り自殺予防に対する知識の習得に努めることができた。 | 1回 | 100% | 引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回継続して開催する。 | 研修実施回数 | 1回 | 子育て支援課、生活支援課等を含む支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回開催した。 | 必要に応じ、子育て支援課、生活支援課等を含む支援機関との情報共有や定期的な学校との連携会議により、保護者や児童からの相談体制を確立するとともに、支援員を対象とした人権研修会を年1回開催することで、子どもの人権を守り自殺予防に対する知識の習得に努めることができた。 | 1回 | 100% |
| 64 | 教育相談 | 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付け、問題解決を図ります。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。 | 学校教育課 | 相談者に寄り添った教育相談を心がける。係間での情報共有を密に行い、支援方法や対応の一貫性を図る。 | 相談件数 | 200件 | 指導係、スクールサポートと連携して取り組むことができている。情報の共有と支援の方向性を確認しながら常に取り組むことができている。 | 相談内容を関係機関、学校と共有し、適正かつ迅速に解決できた事例が多くあった。 | 169件 | 85% | 相談者に寄り添った教育相談を心がける。係間での情報共有を密に行い、支援方法や対応の一貫性を図る。 | 相談件数 | 200件 | 指導係、スクールサポートと連携して取り組むことができている。情報の共有と支援の方向性を確認しながら常に取り組むことができている。 | 相談内容を関係機関、学校と共有し、適正かつ迅速に解決できた事例が多くあった。 | 192件 | 96% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-------------------|---|-------|---|---|----------|--|--|----------|--------|---|---|----------|--|--|----------|--------|
| 65 | スクールカウンセラー等配置事業 | 社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。 | 学校教育課 | 関係機関間で日常的にコミュニケーションを図ることで、迅速な対応、相談しやすい体制を構築していく。 | スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の相談件数 | 2,000件 | 学校からの派遣要請に対し、時間調整を行いながら、適宜学校へ派遣することができている。子育て支援課、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと、情報の共有を行い、児童生徒、保護者への支援ができています。 | 学校との情報の共有や、支援方法を共通理解することで、効果的な児童生徒への支援ができた。SSWの配置人数を3名に増加したことで、より多くの学校へのサポートができた。 | 2,989件 | 149% | 関係機関間で日常的にコミュニケーションを図ることで、迅速な対応、相談しやすい体制を構築していく。 | スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の相談件数 | 2,000件 | 学校からの派遣要請に対し、時間調整を行いながら、適宜学校へ派遣することができている。子育て支援課、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと、情報の共有を行い、児童生徒、保護者への支援ができています。 | 学校との情報の共有や、支援方法を共通理解することで、効果的な児童生徒への支援ができた。また、5名のSSWの拠点校配置により、効率的・効果的なサポートができた。 | 3,402件 | 170% |
| 66 | 登校サポートボランティア派遣 | 不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。 | 学校教育課 | スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールサポーターの役割を明確に示し、学校の実態に即した派遣申請がしやすい体制を整える。各学校への周知を徹底する。 | サポーターの要請校数 | 10校 | 学校に対して、サポーターの活用方法などを具体的に示し、利用についての周知を徹底しておこなっている。派遣学校数は少ないが派遣要請数は増加し、学校のニーズに応えることができています。 | 学校からの追加申請が出るなど、効果的にスクールサポーター活用がはかっている。スクールサポーターとSC、SSW、関係機関との情報共有もできており、組織的な支援体制の構築につながっている。 | 4校 | 40% | スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールサポーターの役割を明確に示し、学校の実態に即した派遣申請がしやすい体制を整える。各学校への周知を徹底する。 | サポーターの要請校数 | 10校 | 学校に対して、サポーターの活用方法などを具体的に示し、利用についての周知を徹底しておこなっている。派遣学校数は少ないが派遣要請数は増加し、学校のニーズに応えることができています。 | 学校からの追加申請が出るなど、効果的にスクールサポーター活用がはかっている。スクールサポーターとSC、SSW、関係機関との情報共有もできており、組織的な支援体制の構築につながっている。 | 3校 | 30% |
| 67 | 不登校児童生徒支援事業 | 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施を行い、不登校の早期解消を図ります。 | 学校教育課 | 各学校と連携を図り、不登校生・保護者に適応指導教室についての情報を提供し、学習の場を提供できるようにするとともに、利用している児童生徒には学校復帰に向けた、支援を家庭、学校と連携し行う。 | 利用者数と学校復帰者数の増加 | 復帰率25% | 20名の中学生が、適応指導教室を利用した。学校と適応指導教室が連携し、教材の選択などを行い、個に応じた指導カリキュラムの提供ができています。 | 適応指導教室を利用した児童生徒のうち、8名の3年生が定時制、通信制、就職といった進路実現をし、卒業できた。 | 60% | 240% | 各学校と連携を図り、不登校生・保護者に適応指導教室についての情報を提供し、学習の場を提供できるようにするとともに、利用している児童生徒には学校復帰に向けた、支援を家庭、学校と連携し行う。 | 利用者数と学校復帰者数の増加 | 復帰率25% | 14名の小中学生が、適応指導教室を利用した。学校と適応指導教室が連携し、教材の選択などを行い、個に応じた指導カリキュラムの提供ができています。 | 適応指導教室を利用した児童生徒のうち、5名の小中学生が学校に復帰した。 | 復帰率36% | 144% |
| 68 | 飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業 | 飯塚市内の子ども会活動を通じて、子どもの居場所をつくり、問題の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、その実現に不可欠な飯塚市内の子ども会活動に関わる指導者、育成者相互の連絡協調と研修、親睦等も行います。 | 生涯学習課 | 月1回の定例会及び定例の事業(文化、育成、体育)を開催する。(子どもまつりについては新型コロナウイルス感染拡大により中止が決定している。) | 年間開催数 | 15回 | 月1回の定例会及び定例の事業(文化、育成、体育)を開催する。(子どもまつりについては新型コロナウイルス感染拡大により中止した。) | 今後も当該団体の事務局として助言及び指導を行い、子ども会活動の充実を図る。 | 14回 | 93% | 月1回の定例会及び定例の事業(文化、育成、体育)を開催する。 | 年間開催数 | 16回 | コロナ禍以前と同様の形で月1回の定例会及び定例の事業(文化、育成、体育)を開催することが出来た。 | 事業に関しては、参加者がコロナ以前の数に戻っていないため、今後はコロナ以前の規模に戻すことを目標としている。 | 16回 | 100% |

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

| No. | 実施内容 | 内容 | 担当課 | 令和4年度の実施計画 | 令和4年度指標名 | 令和4年度目標値 | 令和4年度実施状況 | 令和4年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和4年度実績値 | 達成度(%) | 令和5年度の実施計画 | 令和5年度指標名 | 令和5年度目標値 | 令和5年度実施状況 | 令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 | 令和5年度実績値 | 達成度(%) |
|-----|-----------------|--|------------|---|----------|----------|---|--|----------|--------|---|-----------|----------|---|--|----------|--------|
| 69 | PTAに対する教育講演会の実施 | 教育講演会で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めます。 | 生涯学習課 | 家庭教育講演会を開催する。または家庭教育の推進に関する事業を開催する。 | 年間開催数 | 1回 | 感染防止対策のためオンライン（オンデマンド配信：youtube）にて、ミュージックあとりえ「てみる」の心を豊かに楽しく生きる喜びと幸せになるメッセージとギター、ハーブによる演奏を配信した。 | オンライン（オンデマンド配信：youtube）ではあるが、令和元年度以来に家庭教育講演会を開催することができた。 | 1回 | 100% | 家庭教育講演会を開催する。または家庭教育の推進に関する事業を開催する。 | 年間開催数 | 1回 | イイツカコスモスコモンにおいて、タレントのゴルゴ松本氏を招聘し、「命」の授業と題した講演会を開催した。 | 講演会アンケートでは、講演内容・運営面ともに満足度が99%と非常に高くなっている。今回は著名人に依頼したが、今後の講師選定・予算配分について検討が必要である。 | 1回 | 100% |
| 70 | 放課後子ども教室推進事業 | 学校の放課後や週末等に小学校の余剰教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など異なる年齢層との交流をもつことにより、優しさや積極性・協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行います。また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心にすごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設します。 | 生涯学習課 | 児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。 | 教室年間開催回数 | 1,380回 | 児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供した。 | 様々な活動プログラムを提供し多くの児童が参加している。 | 1,095回 | 79% | 児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。 | 教室年間開催回数 | 1,380回 | 児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供した。 | 様々な活動プログラムを提供し多くの児童が参加している。 | 931回 | 68% |
| 71 | 学習支援ボランティア事業 | 学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援します。 | 生涯学習課 | 社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、教育関係機関の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。 | 年間派遣数 | 2,750人 | 社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、小学校、児童クラブ、幼稚園等の教育関係機関の申請に応じてボランティア登録者を派遣した | コロナ禍の影響もあつたが、派遣申請数、実績数ともに回復している。 | 2,425人 | 88% | 社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、教育関係機関の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。 | 年間派遣数 | 2,500人 | 新型コロナウイルスが5類に移行したこともあり、派遣回数・派遣人数が増加している。謝礼金の執行状況で見ると過去にないほどの高額となっており、派遣回数・人数の増加が伺える。 | 学習ボランティア講師の派遣実績人数については、特に学校で派遣回数と派遣人数が増加しており、教育水準の向上、生涯学習の推進に貢献できている。 | 3,333人 | 133.3% |
| 72 | 図書館における情報提供 | 自殺対策強化月間（3月）または自殺予防週間（9月）時に自殺や自殺予防について等の図書を展示します。 | 生涯学習課市立図書館 | 引き続き様々なイベント等を含めた事業を展開する。新型コロナウイルス感染拡大防止のためにより必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。 | 年間事業数 | 31種類以上 | 令和5年3月飯塚図書館では自殺対策強化月間に合わせ、館内の特集コーナーにて自殺対策の啓発を実施した。『いのちについてかんがえる』というテーマで、辛い気持ちが軽くなるようなおすすめ本を選書致し、自殺予防のパンフレットを設置した。 | イベント等を積極的に実施することにより、読書活動の推進や利用者数の確保に向けて様々な取り組みを行うことで読書を通じた情操教育の中心施設として、ブックスタートや読み聞かせ、家読（うちどく）等の多世代への読書活動の啓発も精力的に行っており、一定の成果を上げている。 | 47種類 | 151.6% | 31種類以上 | 展示した資料の種類 | 31種類以上 | 令和6年3月飯塚図書館では自殺対策強化月間に合わせ、館内の特集コーナーにて自殺対策の啓発を実施した。自殺対策の本だけでなく、セラピーや気持ちを整える写真集等の本も集め、閲覧しやすい棚になるよう工夫した。 | 特集コーナーを使って、自殺対策を周知し、書籍の種類や配架方法も工夫した取組みができていた。26日間に及び自殺対策の啓発を行い、計15冊の貸出実績を記録したとの報告を受けている。令和6年度についても、飯塚市自殺対策計画に基づいた取組みができるよう連携をとって進めていく。 | 21 | 67.7% |